



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示の一部を改正する告示 (職員厚生課) ..... 1
- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2の規定に基づき知事が別に定める金額の一部を改正する告示 (職員厚生課) ..... 2
- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2第3号の規定に基づき知事が定める施設の一部を改正する告示 (職員厚生課) ..... 2

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し (土木企画課) ..... 2
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件 (都市計画・モノレール課) ..... 4

### 海区漁業調整委員会事項

- 漁業法に基づく指示事項 ..... 5

## 告 示

### 沖縄県告示第257号

平成4年沖縄県告示第532号 (年金たる補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示) の一部を次のように改正する。

平成24年 5月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,613円	12,954円
20歳以上25歳未満	5,028円	12,954円
25歳以上30歳未満	5,648円	13,090円
30歳以上35歳未満	6,208円	15,944円
35歳以上40歳未満	6,647円	18,498円
40歳以上45歳未満	6,925円	21,685円
45歳以上50歳未満	6,903円	23,524円
50歳以上55歳未満	6,551円	24,551円
55歳以上60歳未満	5,757円	23,052円
60歳以上65歳未満	4,602円	19,090円
65歳以上70歳未満	3,950円	15,247円
70歳以上	3,950円	12,954円

## 附 則

(施行期日等)

1 この告示は、平成24年 5月 1日から施行し、改正後の本則の表（30歳以上35歳未満の項最高限度額の欄、35歳以上40歳未満の項最高限度額の欄、40歳以上45歳未満の項最高限度額の欄、45歳以上50歳未満の項最高限度額の欄、55歳以上60歳未満の項最高限度額の欄及び60歳以上65歳未満の項を除く。）の規定は、平成24年 4月 1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の本則の表（30歳以上35歳未満の項最高限度額の欄、35歳以上40歳未満の項最高限度額の欄、40歳以上45歳未満の項最高限度額の欄、45歳以上50歳未満の項最高限度額の欄、55歳以上60歳未満の項最高限度額の欄及び60歳以上65歳未満の項を除く。）の規定は、平成24年 4月 1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

3 改正後の本則の表（30歳以上35歳未満の項最高限度額の欄、35歳以上40歳未満の項最高限度額の欄、40歳以上45歳未満の項最高限度額の欄、45歳以上50歳未満の項最高限度額の欄、55歳以上60歳未満の項最高限度額の欄及び60歳以上65歳未満の項に限る。）の規定は、平成24年 5月 1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

## 沖縄県告示第258号

平成 8年沖縄県告示第628号（沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2の規定に基づき知事が別に定める金額）の一部を次のように改正する。

平成24年 5月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

本則の表常時介護を要する状態の項中「104,530円」を「104,290円」に、「56,720円」を「56,600円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,270円」を「52,150円」に、「28,360円」を「28,300円」に改める。

## 附 則

1 この告示は、平成24年 5月 1日から施行する。

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

## 沖縄県告示第259号

平成18年沖縄県告示第863号（沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2第3号の規定に基づき知事が定める施設）の一部を次のように改正する。

平成24年 5月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

本則中第3号を削る。

## 附 則

この告示は、平成24年 5月 1日から施行する。

## 公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成24年 5月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年4月10日  
(2) 商号名 株式会社サンスイ  
(3) 代表者名 勝連真立  
(4) 所在地 那覇市字国場116番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第5398号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成24年3月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年4月10日  
(2) 商号名 株式会社新生  
(3) 代表者名 生盛方栄  
(4) 所在地 石垣市字平得90番地7  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第3781号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成24年3月22日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年4月10日  
(2) 商号名 有限会社丸洋産業  
(3) 代表者名 松田昌洋  
(4) 所在地 名護市字親川255番地の2  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-21) 第6130号、沖縄県知事 許可(般-21) 第6130号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成24年3月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成24年4月10日  
(2) 商号名 有限会社ヨナハ住建  
(3) 代表者名 与那覇憲一  
(4) 所在地 うるま市石川1909番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第10887号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成24年3月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成24年4月10日  
(2) 商号名 青空企画  
(3) 代表者名 赤嶺妙子  
(4) 所在地 島尻郡南風原町字兼城214番地の7  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第11790号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成24年3月27日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成24年4月10日  
(2) 商号名 有限会社伊高建設  
(3) 代表者名 伊禮俊充

- (4) 所在地 うるま市字大田696番地の10  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-21)第4808号、沖縄県知事 許可(般-21)第4808号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成24年3月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成24年4月10日  
(2) 商号名 有限会社ホップインひかり  
(3) 代表者名 大城朝昭  
(4) 所在地 うるま市字高江洲689番地の7  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第9092号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成24年3月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成24年4月10日  
(2) 商号名 株式会社アジャスト  
(3) 代表者名 宮城茂春  
(4) 所在地 中頭郡北谷町字伊平458番地1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第9947号、沖縄県知事 許可(般-22)第9947号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成24年3月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成24年4月10日  
(2) 商号名 株式会社渡嘉敷組  
(3) 代表者名 座間味榮仁  
(4) 所在地 名護市大東三丁目21番6号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23)第25号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成24年3月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画緑地の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 那8号安里緑地
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 2・2・那87号国場川くねくね公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多



- 1 都市計画の名称 2・2・那88号山下町第一洞穴遺跡公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

## 海区漁業調整委員会事項

### 沖縄海区漁業調整委員会指示24第2号

沖縄海区におけるマチ類資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成24年5月1日

沖縄海区漁業調整委員会  
会長 桃 原 仁 一

(定義)

- 1 この指示において「ひき縄づり」とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいう。  
(保護区の設定)
- 2 次の表の保護区の欄に掲げる保護区域内をそれぞれ同表の区域の欄に掲げる区域のとおり設定し、当該保護区においては、それぞれ同表の保護期間の欄に掲げる期間中は、ひき縄づり以外の漁法により水産動植物を採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りではない。

保護区	区域	保護期間
イチャビラー	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯26度37.0分、東経128度18.0分 地点B 北緯26度35.5分、東経128度20.0分 地点C 北緯26度32.5分、東経128度17.0分 地点D 北緯26度34.0分、東経128度15.0分	平成24年7月1日から同年9月30日まで及び平成25年7月1日から同年9月30日まで
北タイキュウソネ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯25度55分、東経126度35分 地点B 北緯25度55分、東経126度49分 地点C 北緯25度47分、東経126度49分 地点D 北緯25度47分、東経126度35分	平成24年5月1日から同年11月30日まで及び平成25年5月1日から同年11月30日まで
水納北	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度57.5分、東経124度35.0分 地点B 北緯24度57.5分、東経124度50.0分 地点C 北緯24度50.0分、東経124度50.0分 地点D 北緯24度50.0分、東経124度35.0分	平成24年5月1日から同年6月30日まで、平成25年1月1日から同年6月30日まで及び平成26年1月1日から同年3月31日まで
第2多良間堆	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域	平成24年5月1日から平成26年3月31日まで

	(世界測地系) 地点A 北緯24度40分、東経124度57.5分 地点B 北緯24度40分、東経125度02.5分 地点C 北緯24度32分、東経125度02.5分 地点D 北緯24度32分、東経124度57.5分	
沖ノ中ノソネ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点A を順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度09分、東経123度04分 地点B 北緯24度09分、東経123度21分 地点C 北緯24度00分、東経123度21分 地点D 北緯24度00分、東経123度04分	平成24年11月1日から平成25年3月31日まで及び平成25年11月1日から平成26年3月31日まで

(指示の有効期間)

- 3 この指示の有効期間は、平成24年5月1日から平成26年3月31日までとする。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
-------------------------------------------	-------------------------------------------